

平成 29 年 3 月 24 日

個人情報保護法に基づく主務大臣権限所管所属の長 殿

情報公開広聴課長

改正個人情報保護法の全面施行に向けた連携について（依頼）

このことについて、個人情報保護委員事務局から平成 29 年 3 月 10 日付で別添のとおり協力依頼がありました。

当該協力依頼には、関係各課にも依頼内容を情報提供することが求められているので、貴所属におかれましても御承知おきいただきますようお願いします。

また、本年 5 月 30 日から改正個人情報保護法が全面施行され、従来、個人情報保護法の適用対象外であった中小企業（保有する個人情報が 5,000 人分以下の企業）が新たに適用対象となることから、個人情報保護委員会ではこの度中小企業向けのサポートページを開設しました。

御多忙のところ誠に恐縮ですが、当該サポートページについて、所管する事業者等への周知に御協力くださいますようお願いします。

なお、御一報いただければ、協力依頼の電子データをお送りします。

○ 中小企業サポートページ

[http://www.ppc.go.jp/personal/chusho\\_support/](http://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/)

※ 特に、「中小企業向け 個人情報保護法の 5 つの基本チェックリスト」は小規模事業者の最初の手引に適していると思われますので、機会を捉えて御案内ください。

○ 本依頼は、個人情報保護法に基づく主務大臣権限所管所属宛てにお送りしています。主務大臣権限所管所属については、下記所属ページをご覧ください。

・ GW 所属ページ一覧→情報公開広聴課→個人情報保護について（自己情報開示関係を除く）→事業者の個人情報の取扱いに対する指導等について→主務大臣権限所管所属一覧表

問合せ先

個人情報保護グループ 上原  
内線 3720



事務連絡  
平成29年3月10日

各都道府県・指定都市 個人情報保護担当課 御中

個人情報保護委員会事務局

改正個人情報保護法の全面施行に向けた連携について  
(協力依頼)

平素より個人情報保護に係る取組にご尽力・ご協力いただきありがとうございます。

「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。)の平成27年9月改正が、本年5月30日に全面的に施行されます。全面施行後は、従来、個人情報保護法の適用対象外であった中小企業(保有する個人情報が5,000人分以下の企業)が新たに提供対象となるため、47都道府県において中小企業向けに各種説明会を開催しておりますが、当該説明会の開催に当たりましては、各都道府県の個人情報保護担当課及び中小企業担当課の多大なご協力を賜り、改めて御礼申し上げます。

さて、改正個人情報保護法の全面施行に伴い、同法の監督権限が主務大臣から当委員会に一元化されることを踏まえ、当委員会事務局としては、引き続き、改正個人情報保護法に関する周知・広報活動を行うとともに、地方公共団体向けの個人情報保護法関係の連絡窓口を明確化した上で、上記のような各種説明会への講師派遣・資料提供、消費生活センター等への各種情報提供等、貴都道府県・指定都市とも密接な連携を図ってまいりたいと考えております。

つきましては、貴課におかれましても、当委員会事務局との連携の一環として、別紙(貴都道府県・指定都市にご協力を願いしたい事項)に記載の内容についてご協力を賜り、必要に応じて、貴都道府県・指定都市内の医療、介護、福祉、金融(資金等)、学校、不動産等の関係各課にも、本協力依頼の内容について情報提供くださいますよう、お願い致します。

なお、地方公共団体における個人情報保護条例の見直しについては、昨年秋より総務省において「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」を開催しておりますので、ご承知おきください。

【本件に関する連絡先】

個人情報保護委員会事務局(担当:横澤田・高橋・遠藤・石井(純))  
124-0001 東京都千代田区霞が関3-2-1  
霞が関コモシゲート 西館 32階  
TEL 03-6457-9752  
E-mail g.hourei@ppc.go.jp

(別紙) 貴都道府県・指定都市にご協力をお願いしたい事項

1. 個人情報保護関係の窓口の明確化

現在、当委員会のホームページでは、平成27年12月に貴都道府県・指定都市に照会させていただいた際のご回答をもとに、「地方公共団体における個人情報保護担当課一覧」(平成28年1月現在)を掲載しておりますが、(※1)、引き続き、当該一覧の「総括課」に記載の担当部署を中心に、個人情報保護に係る取組の連携を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

なお、この「個人情報保護関係の窓口の明確化」とは、当委員会事務局との各種連絡等の窓口を再確認させていただきたいという趣旨であり、新たに対外的な窓口の設置や拡充を求める趣旨ではありませんので、念のため申し添えます。

(※1) 以下の当委員会ホームページ(地方公共団体における個人情報保護担当課一覧)に掲載している担当課一覧に変更・誤り等ありましたら、ご連絡くださいますよう、お願い致します。

[http://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal\\_local\\_department.pdf](http://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_local_department.pdf)

2. 業所管課における適切な法令遵守に係る指導(従来どおり)

改正法の全面施行により、個人情報保護法の監督権限が主務大臣から当委員会に一元化されますが、貴都道府県・指定都市における各業法の担当課に業法に関する不備等の報告があった際に、当該報告に個人情報保護法に関連する内容が含まれている場合には、従来どおり、一般的な法令遵守に係る指導の一環として、業法と併せて個人情報保護法の遵守もご指導くださいますよう、お願い致します。

なお、個人情報の漏えい事案のうち、事業者が公表している事案又は報道機関により報道されている事案(いずれも予定を含む。)について、関係各課において把握された場合は、当委員会事務局に情報提供をお願い致します。

(※2) (参考) 個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について  
(平成29年個人情報保護委員会告示第1号)

<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/iinkaikokuzi01.pdf>

以上

(参考)

●個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(国の責務)

第 4 条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体等への支援)

第 8 条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第 10 条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(区域内の事業者等への支援)

第 12 条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 14 条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

●個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。平成28年10月28日一部変更）

3 地方公共団体が講すべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援

② 地方公共団体の部局間の相互連携

地方公共団体は、法の施行に関し、自ら保有する個人情報の保護、その区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん等、さらには、法第77条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第21条の規定により事業所管大臣又は金融庁長官（以下「事業所管大臣等」という。）に委任された権限を行使することまで、広範で多様な施策の実施が求められている。地方公共団体においては、こうした多様な施策は、個人情報の保護に関する条例の所管部局、住民からの苦情の相談を担う部局、各事業・事業者の振興・支援を担う部局等相当数の部局にまたがるものと見込まれるが、個人情報に関する住民の権利利益の保護の実効性を確保するためには、広範な施策が一体的・総合的に講じられるよう、関係部局が相互に十分な連携を図る必要がある。

また、事業者からの相談や住民からの苦情等の相談の利便性の観点から、連携体制の確保に併せて、関係部局間の役割分担と窓口を明らかにして、これを公表すること等により周知することが望まれる。

(3) 国・地方公共団体の連携の在り方

事業者に対する報告の徴収等の事業所管大臣等に委任された権限については、法第77条及び令第21条の定めるところにより、地方公共団体がその事務を処理することとされるものがあるが、他方、地方公共団体の区域をまたがって事業者が活動している場合等においては、地方公共団体が十分に事業者の事業活動を把握することが難しいことも考えられる。このため、地方公共団体と事業所管大臣等は、基本方針に基づく各窓口を活用し、十分な連携を図ることとし、地方公共団体は、事業所管大臣等に必要な情報の提供等の協力を求めるとともに、事業所管大臣等は、必要な場合には、令第21条第2項に基づき自ら権限を行使するものとする。

また、法制度についての広報・啓発、苦情の相談等の業務についても、住民や事業者等に混乱を生じさせないよう、国と地方公共団体が相協力することが重要であり、このため、個人情報保護委員会及び独立行政法人国民生活センターは、広報資料や苦情処理マニュアル等の情報の提供を図るとともに、各窓口の活用により個別の相談事例から得られる知見を蓄積し、その共有を図るものとする。

## 1. 都道府県

	総括課	施策別の担当部署
北海道	「保有する個人情報の保護」の総括課 (法第11条)	「区域内の事業者への支援」の総括課 (法第12条) 総務部法制文書課行政情報センター
青森県	総務部総務学事課	総務部総務学事課
岩手県	総務部総務学事課	総務部総務学事課
宮城県	総務部県政情報公開室	総務部県政情報公開室
秋田県	総務部広報広聴課	総務部広報広聴課
山形県	総務部学事文書課	総務部学事文書課
福島県	総務部文書法務課	総務部文書法務課
茨城県	総務部総務課	総務部総務課
栃木県	経営管理部文書学事課	経営管理部文書学事課
群馬県	生活文化スポーツ部県民センター	生活文化スポーツ部県民センター
埼玉県	県民生活部県政情報センター	県民生活部県政情報センター
千葉県	総務部政策法務課	総務部政策法務課
東京都	生活文化局広報広聴部情報公開課	生活文化局広報広聴部情報公開課
神奈川県	政策局情報企画部情報公開課	政策局情報企画部情報公開課
新潟県	総務管理部法務文書課	総務管理部法務文書課
富山県	経営管理部文書総務課	経営管理部文書総務課
石川県	総務部総務課行政情報サービスセンター	総務部総務課行政情報サービスセンター
福井県	総務部情報公開・法制課	総務部情報公開・法制課
山梨県	総務部私学文書課	総務部私学文書課
長野県	総務部情報公開・法務課	総務部情報公開・法務課

平成28年1月現在

施策別の担当部署	
	「保有する個人情報の保護」の総括課 (法第11条)
岐阜県	総務部法務・情報公開課
静岡県	経営管理部法務文書課
愛知県	県民生活部県民総務課
三重県	戦略企画部情報公開課
滋賀県	総合政策部県民活動生活課県民情報室
京都府	総務部政策法務課
大阪府	府民文化部府政情報室情報公開課
兵庫県	企画県民部文書課県民情報センター
奈良県	総務部総務課
和歌山県	総務部総務管理局総務学事課
鳥取県	元気づくり総本部県民課
島根県	総務部総務課
岡山県	総務部総務学事課
広島県	総務部学事文書課
山口県	総務部学事文書課
徳島県	監察局監察課
香川県	総務部広聴広報課県民室
愛媛県	企画振興部企画局広報広聴課
高知県	総務部文書情報課
福岡県	総務部県民情報広報課
佐賀県	経営支援本部法務課

	「区域内の事業者への支援」の総括課 (法第12条)	「苦情処理のあつせん等」の総括課 (法第13条)
岐阜県	総務部法務・情報公開課	総務部法務・情報公開課
静岡県	経営管理部法務文書課	くらし・環境部県民生活課
愛知県	県民生活部県民総務課	県民生活部県民生活課(愛知県消費生活総合センター)
三重県	戦略企画部情報公開課	戦略企画部情報公開課
滋賀県	総合政策部県民活動生活課県民情報室	総合政策部県民活動生活課県民情報室
京都府	総務部政策法務課	総務部政策法務課
大阪府	府民文化部府政情報室情報公開課	府民文化部府政情報室情報公開課
兵庫県	企画県民部文書課県民情報センター	企画県民部文書課県民情報センター
奈良県	総務部総務課	総務部総務課
和歌山県	総務部総務管理局総務学事課	総務部総務管理局総務学事課
鳥取県	元気づくり総本部県民課	元気づくり総本部県民課
島根県	総務部総務課	総務部総務課
岡山県	総務部総務学事課	総務部総務学事課
広島県	総務局総務課	総務局総務課
山口県	総務部学事文書課	総務部学事文書課
徳島県	監察局監察課	監察局監察課
香川県	総務部広聴広報課県民室	総務部広聴広報課県民室
愛媛県	企画振興部企画局広報広聴課	企画振興部企画局広報広聴課
高知県	総務部文書情報課	総務部文書情報課
福岡県	総務部県民情報広報課	総務部県民情報広報課
佐賀県	経営支援本部法務課	くらし環境本部くらしの安全安心課

施策別の担当部署	
総活課	「保有する個人情報の保護」の総活課 (法第11条)
長崎県	総務部県民センター
熊本県	総務部県政情報文書課
大分県	総務部県政情報課
宮崎県	総務部総務課
鹿児島県	総務部学事法制課
沖縄県	総務部総務私学課
「区域内の事業者への支援」の総活課 (法第12条)	
長崎県	総務部県民センター
熊本県	総務部県政情報文書課
大分県	総務部県政情報課
宮崎県	総務部総務課
鹿児島県	総務部学事法制課
沖縄県	総務部総務私学課
「苦情処理のあつせん等」の総括課 (法第13条)	
長崎県	総務部県民センター
熊本県	総務部生活部食品安全・消費生活課
大分県	環境生活部消費生活課
宮崎県	生活環境部県民生活・男女共同参画課
鹿児島県	総合政策部生活・協働・男女参画課
沖縄県	総務部県民生活局生活・文化課消費者行政推進室
文化環境部生活企画・交通安全課	

2 政令指定都市

総括課		施策別の担当部署
「保有する個人情報の保護」の総括課 (法第11条)		「区域内の事業者への支援」の総括課 (法第12条)
札幌市	総務局行政部行政情報課	総務局行政部行政情報課
仙台市	総務局総務部文書法制課	総務局総務部文書法制課
さいたま市	総務部行政透明推進課	総務部行政透明推進課
千葉市	総務局総務部政策法務課市政情報室	総務局総務部政策法務課市政情報室
川崎市	総務局情報管理部行政情報課	総務局情報管理部行政情報課
相模原市	総務局総務部情報公開課	総務局総務部情報公開課
横浜市	市民局総務部市民情報室	市民局総務部市民情報室
新潟市	総務部総務課	総務部総務課
西市	総務局政策法務課	総務局政策法務課
浜松市	総務部文書行政課	総務部文書行政課
名古屋市	市民経済局市民生活部市政情報室	市民経済局市民生活部市政情報室

	総括課	「保有する個人情報の保護」の総括課 (法第11条)	「区域内の事業者への支援」の総括課 (法第12条)	「苦情処理のあわせん等」の総括課 (法第13条)
京都市	総合企画局情報化推進室情報管理担当	総合企画局情報化推進室情報管理担当	総合企画局情報化推進室情報管理担当	文化市民局市民生活部消費生活総合センター
大阪市	総務局行政部行政課（情報公開グループ）	総務局行政部行政課（情報公開グループ）	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課 (民間事業者の個人情報保護) 消費者センター（消費生活にともなう個人情報保護）
堺市	市長公室広報部市政情報課	市長公室広報部市政情報課	市長公室広報部市政情報課	市長公室広報部市政情報課
神戸市	市民参画推進局市民情報サービス課	市民参画推進局市民情報サービス課	市民参画推進局市民情報サービス課	堺市立消費生活センター
岡山市	総務局行政事務管理課	総務局行政事務管理課	総務局行政事務管理課	市民参画センター
広島市	企画総務局公文書館	企画総務局公文書館	企画総務局公文書館	市民生活局生活安全課消費生活センター
北九州市	総務企画局総務部文書館	総務企画局総務部文書館	総務企画局総務部文書館	市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター
福岡市	総務企画局行政部情報公開室	総務企画局行政部情報公開室	総務企画局行政部情報公開室	総務企画局行政部情報公開室
熊本市	総務局法制課	総務局法制課	総務局法制課	総務局法制課 水商工局商工振興課消費者センター

## 個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について (平成29年個人情報保護委員会告示第1号)

個人情報保護委員会は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号。以下「通則ガイドライン」という。）を平成28年11月30日に公表した。

通則ガイドラインの「4 漏えい等の事案が発生した場合等の対応」において、「漏えい等の事案が発生した場合等において、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、別に定める」としてい  
たが、当該対応について次のとおり定める。

本告示において使用する用語は、特に断りのない限り、通則ガイドラインにおいて使用する用語の例による。

なお、特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合については、本告示によらず、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」(平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号)による。

## 1. 対象とする事案

本告示は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する事案（以下「漏えい等事案」という。）を対象とする。

- (1) 個人情報取扱事業者が保有する個人データ（特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい、滅失又は毀損
  - (2) 個人情報取扱事業者が保有する加工方法等情報（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年 10 月 5 日個人情報保護委員会規則第 3 号）第 20 条第 1 号に規定する加工方法等情報をいい、特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい
  - (3) 上記（1）又は（2）のおそれ

## 2. 漏えい等事案が発覚した場合に講すべき措置

個人情報取扱事業者は、漏えい等事案が発覚した場合は、次の（1）から（6）に掲げる事項について必要な措置を講ずることが望ましい。

- (1) 事業者内部における報告及び被害の拡大防止  
責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明  
漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。
- (3) 影響範囲の特定  
上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。
- (4) 再発防止策の検討及び実施  
上記(2)の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を速やかに講ずる。
- (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等  
漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。
- (6) 事実関係及び再発防止策等の公表  
漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

### 3. 個人情報保護委員会等への報告

個人情報取扱事業者は、漏えい等事案が発覚した場合は、その事実関係及び再発防止策等について、個人情報保護委員会等に対し、次のとおり速やかに報告するよう努める。

#### (1) 報告の方法

原則として、個人情報保護委員会に対して報告する。ただし、法第47条第1項に規定する認定個人情報保護団体の対象事業者である個人情報取扱事業者は、当該認定個人情報保護団体に報告する。

上記にかかわらず、法第44条第1項に基づき法第40条第1項に規定する個人情報保護委員会の権限（報告徵収及び立入検査）が事業所管大臣に委任されている分野における個人情報取扱事業者の報告先については、別途公表するところによる（※1）。

(※1) 法第44条第1項に基づき法第40条第1項に規定する個人情報保護委員会の権限が事業所管大臣に委任されている分野の詳細についても、別途公表するところによる。

(2) 報告を要しない場合

次の①又は②のいずれかに該当する場合は、報告を要しない(※2)。

(※2) この場合も、事実関係の調査及び原因の究明並びに再発防止策の検討及び実施をはじめとする上記2.の各対応を実施することが、同様に望ましい。

①実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合  
(※3)

(※3) なお、「実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合」には、例えば、次のような場合が該当する。

- ・漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報について高度な暗号化等の秘匿化がされている場合
- ・漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合
- ・漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報によって特定の個人を識別することが漏えい等事案を生じた事業者以外ではできない場合（ただし、漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報のみで、本人に被害が生じるおそれのある情報が漏えい等した場合を除く。）
- ・個人データ又は加工方法等情報の滅失又は毀損にとどまり、第三者が漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を閲覧することが合理的に予測できない場合

②FAX若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合 (※4)

(※4) なお、「軽微なもの」には、例えば、次のような場合が該当する。

- ・FAX若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち、宛名及び送信者名以外に個人データ又は加工方法等情報が含まれていない場合

主務大臣権限所管所属一覧表（平成 28 年 4 月 1 日現在）

政策局 政策部 土地水資源対策課  
政策局 政策部 政策法務課  
政策局 自治振興部 市町村課  
総務局 財政部 税務指導課  
安全防災局 安全防災部 危機管理対策課  
安全防災局 安全防災部 工業保安課  
県民局 くらし県民部 消費生活課  
県民局 次世代育成部 次世代育成課  
県民局 次世代育成部 子ども家庭課  
県民局 次世代育成部 私学振興課  
環境農政局 環境部 環境計画課  
環境農政局 環境部 大気水質課  
環境農政局 環境部 資源循環推進課  
環境農政局 緑政部 自然環境保全課  
環境農政局 緑政部 森林再生課  
環境農政局 農政部 農政課  
環境農政局 農政部 農業振興課  
環境農政局 農政部 農地課  
環境農政局 農政部 畜産課  
環境農政局 農政部 水産課  
環境農政局 農業技術センター

保健福祉局 保健医療部 医療課  
保健福祉局 保健医療部 医療保険課  
保健福祉局 保健医療部 健康増進課  
保健福祉局 保健医療部 保健人材課  
保健福祉局 福祉部 地域福祉課  
保健福祉局 福祉部 高齢福祉課  
保健福祉局 福祉部 障害福祉課  
保健福祉局 福祉部 生活援護課  
保健福祉局 生活衛生部 生活衛生課  
保健福祉局 生活衛生部 薬務課  
産業労働局 産業部 産業振興課  
産業労働局 産業部 企業誘致・国際ビジネス課  
産業労働局 中小企業部 中小企業支援課  
産業労働局 中小企業部 商業流通課  
産業労働局 中小企業部 金融課  
産業労働局 観光部 観光企画課  
産業労働局 観光部 国際観光課  
産業労働局 労働部 雇用対策課  
産業労働局 労働部 産業人材課  
県土整備局 事業管理部 建設業課  
県土整備局 事業管理部 建設リサイクル課

**主務大臣権限所管所属一覧表（平成 28 年 4 月 1 日現在）**

国土整備局 都市部 都市整備課

国土整備局 道路部 道路企画課

国土整備局 河川下水道部 砂防海岸課

国土整備局 建築住宅部 住宅計画課

国土整備局 建築住宅部 公共住宅課

国土整備局 建築住宅部 建築安全課

教育局 生涯学習部 生涯学習課

(警察本部を除く全 49 所属)